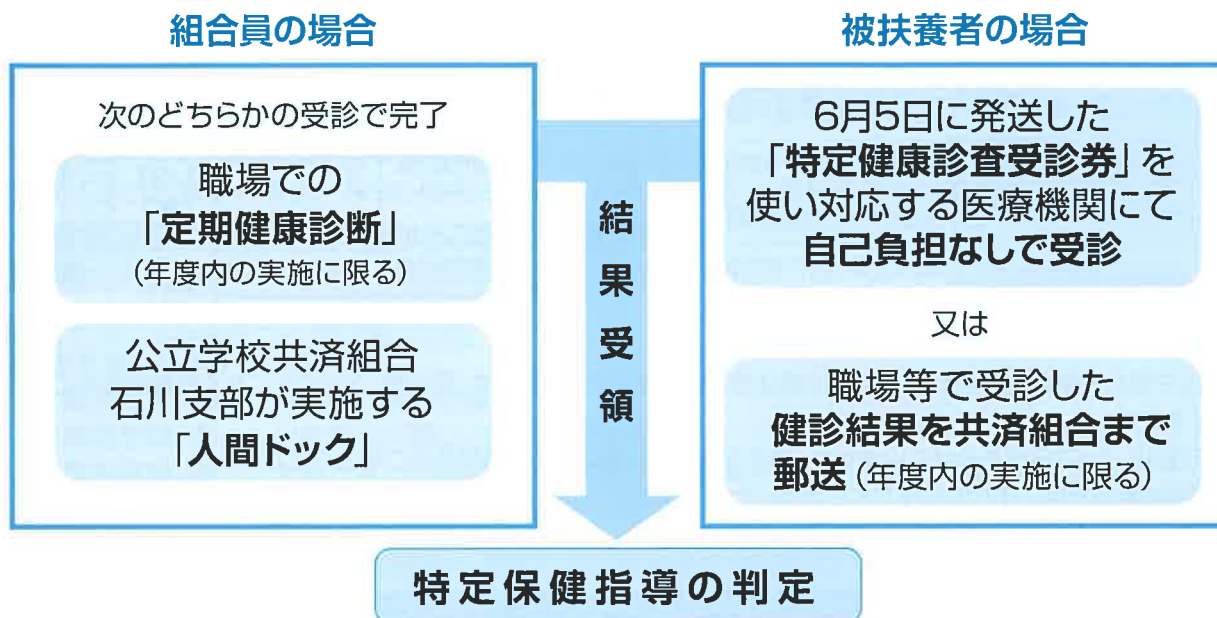


## 「特定健康診査」受診していますか？

公立学校共済組合を含む医療保険者は、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に、特定健康診査・特定保健指導の実施が義務づけられていますので、受診いただくようお願いいたします。

### 特定健康診査（特定健診）受診方法



下記の**A**及び**B**の該当数により、保健指導対象の有無及び種別が判定されます。その後、生活習慣病の予防効果が期待できる方には特定保健指導の案内をお送りします。

- A**
- ①腹囲…男性85cm以上/女性90cm以上
  - ②BMI…25kg/m<sup>2</sup>以上

- B**
- ① 血糖…空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c…5.6%以上
  - ② 脂質…中性脂肪150mg/dl以上 又は HDLコレステロール 40mg/dl未満
  - ③ 血圧…収縮期130mmHg以上 又は 拡張期85mmHg以上
  - ④ 喫煙…喫煙歴の有無

### 特定保健指導の実施方法

(1) (2) は組合員 (3) は被扶養者を対象としています

- (1) 人間ドック受診当日に指導を受ける
- (2) 所属所で学校訪問型 (ICT活用含む) 特定保健指導を受ける
- (3) 共済組合から送付される「特定保健指導利用券」を持参し、対応する医療機関で受ける